

答申第1号（諮問第1号）

答 申

第1 審査会の結論

三種町長（以下「実施機関」という。）が、平成28年8月2日付け三種総発—408—3で審査請求人に対して行った、不存在による公文書の非公開決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求人の主張

1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成28年7月20日付けで三種町情報公開条例（平成27年三種町条例第1号）第5条に基づいて行った、次項に掲げる本件対象文書の公開請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるというものである。

2 本件対象文書

本件対象文書は、審査請求人が平成27年〇月〇〇日付けで送付した下記の郵送物の收受及び移動に関して、三種町文書事務取扱規程（平成18年訓令第4号）（以下「文書事務取扱規程」という。）に基づいて作成されるべき公文書（以下「本件対象文書」という。）である。

記

- (1) 現金〇〇〇〇〇〇円入りの現金書留封筒 1通（以下「当該現金書留封筒等」という。）
- (2) 平成〇〇年分源泉徴収票及び返金と物品を返品する旨記載した文書 1通（「当該源泉徴収票等」という。）
- (3) 〇月〇〇日に来宅した職員が持ってきた額入り表彰状と記念品を配達証明書付き小包 1個（以下「当該小包」という。）

以上

3 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書、反論書、補充

理由説明書及び口頭意見陳述を要約すると次のとおりである。

- (1) 当該現金書留封筒等、当該源泉徴収票等及び当該小包を、平成27年〇月〇〇日付けで三種町長宛てに送付している。自分が送付したものが、たらい回しのように教育委員会に配布されていたとは思ってもみなかった。
- (2) 三種町は、自分が送付したものを収受したはずである。行政機関として、いつ収受したか、どのような処理を行ったかを説明する責任が三種町にはあるのだから、その内容を記した文書である本件対象文書を作成、保有していなければならない。
- (3) 実施機関は、職員の不知で本件対象文書が作成されなかったと説明しているが、文書事務取扱規程に、本件対象文書に関する規定が存在している以上、この説明に正当性はない。実施機関が正しく事務を遂行していれば本件対象文書は存在していなくてはならず、本件処分は不当である。

第3 実施機関の説明

実施機関の説明は、弁明書、補充理由説明書及び口頭による説明を要約すると次のとおりである。

- 1 本件対象文書のうち、当該現金書留封筒等に係る文書（以下「対象文書1」という。）について
 - (1) 当該現金書留封筒等を総務課が受領した際、文書事務取扱規程第9条第4号に定める「書留等受付簿（様式第5号）」を作成し、発信人氏名、受領者氏名等の情報を記録及び受領者の印を徴する必要があった。しかしながら、担当職員の不知により、この文書は作成されなかったのが実情である。
 - (2) 当該現金書留封筒等の総務課から企画政策課、企画政策課から教育委員会への移動は、所管であった教育委員会の指示であったが、この指示及び決定に関する協議は口頭で行われたため、企画政策課及び総務課ではこれに関する文書は作成しなかった。
 - (3) 当該現金書留封筒等の配布を受けた企画政策課において、文書事務取扱規程第13条の規定に基づいた処理（文書管理システムへの登録又は

收受印の押印) は行われていなかった。これは、同課における現金書留封筒に対する通常の処理であり、本件に限った話ではない。

- (4) (1) に関する不知について調査したところ、三種町発足の平成18年3月から書留等受付簿が作成されていなかったことが判明した。これを受けて、平成28年9月8日付けで職員に文書事務取扱規程の周知を行い、同規程の順守徹底を指示したところである。

2 本件対象文書のうち、当該源泉徴収票等に係る文書（以下「対象文書2」という。）について

- (1) 当該源泉徴収票等は、普通郵便で送付され、総務課で受領した後、主管である教育委員会に配布したものである。この配布に関する文書は作成していなかったが、文書事務取扱規程第9条第4号に定める書留郵便等ではない普通郵便の配布に関する規定は、同条第1号で定められておりであり、同条同号に文書作成の規定がないことから、特に問題のない処理であったと判断している。

また、普通郵便の配布については、従前から文書を作成せずに運用している。

- (2) 文書事務取扱規程第13条に定める文書の処理については、主管となった教育委員会で行うことであるため、総務課では行っていない。

3 本件対象文書のうち、当該小包に係る文書（以下「対象文書3」という。）について

当該小包は、ゆうパックで送付されている。当該小包もまた、文書事務取扱規程第9条第4号に定める書留郵便等ではないため、当該源泉徴収票等と同様に同条第1号の規定に基づいて教育委員会に配布したものである。したがって、この配布に関する文書も、当該源泉徴収票等と同様の理由で作成していない。

第4 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、当該現金書留封筒等、当該源泉徴収票等及び当該小包の收受及び移動を証する文書で、文書事務取扱規程に基づいて作成されるべき文書である。審査請求人は、文書事務取扱規程を根拠として本件対象文書の存在を主張し、実施機関は対象文書1については職員の不知で作成していなかったと説明し、対象文書2及び対象文書3については文書事務取扱規程上作成する必要がなかったと説明している。

2 本件審査請求の争点

本件審査請求は、本件対象文書を作成しておらず、保有していないとして実施機関が本件処分を行ったことに対し、審査請求人がその取消しを求めるものである。

したがって、本件審査請求の争点は本件対象文書の存否であり、これを以て審査会は、本件処分の妥当性を判断する。

3 対象文書1について

(1) 実施機関が保有する文書等の調査

審査会で、実施機関が保有している文書等を確認し、実施機関が対象文書1を保有していないか調査を行った。調査は、関係簿冊に保管されている文書及び文書管理システム（文書の収受、起案等を一元的に管理しているシステム）の登録データを対象に実施し、併せて関係職員からの聴取を行った。その結果、対象文書1の存在は確認できなかった。

(2) 実施機関の説明の信頼性

実施機関の説明内容の信頼性について審査会で調査、検討を行った。審査会が調査したところ、実施機関の説明は、三種町議会（平成28年9月定例議会）において町当局が文書事務取扱規程の不知について答弁、釈明した際の内容と同一の趣旨であることが認められた。このことから、実施機関の説明に虚偽が含まれている可能性は低いと考えられ、実施機関の説明は十分信頼に足るものであると判断する。

(3) 対象文書1に係る本件処分の妥当性について

対象文書1を文書事務取扱規程の不知によって作成していなかったという実施機関の説明に不自然な点は認められない。審査請求人は、文書事務取扱規程を対象文書1が存在する根拠として主張しているが、同規程についての実施機関の説明が信用できるものである以上、同規程のみを根拠として対象文書1が存在するとまでは言えない。他に対象文書1の存在を窺せる事情もないことから、対象文書1について、不存在を理由に非公開とした実施機関の処分は妥当である。

4 対象文書2及び対象文書3について

審査請求人は、対象文書1と同じく文書事務取扱規程を根拠に対象文書2及び対象文書3の存在を主張しているが、実施機関は、文書事務取扱規程にこれらの作成に関する規定がなく、作成していない旨を説明している。

当審査会で確認したところ、文書事務取扱規程上、実施機関の説明に不合理

な点は認められなかった。したがって、対象文書2及び対象文書3について、不存在を理由に非公開とした実施機関の処分は妥当である。

5 結論

以上、本件対象文書は全て不存在であると判断することが妥当である。これを踏まえて、審査会は本件審査請求に対して冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審議の経過

審査会は、本件審査請求を次のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年1月31日	諮問 実施機関から弁明書收受
平成29年3月 8日	審査請求人から反論書收受
平成29年3月13日	実施機関から意見聴取 (平成28年度第2回審査会)
平成29年4月18日	実施機関から補充理由説明書收受
平成29年4月20日	審査請求人から補充理由説明書收受
平成29年4月24日	対象文書の存否の調査 (平成29年度第1回審査会)
平成29年5月19日	審査請求人の口頭意見陳述 (平成29年度第2回審査会)
平成29年6月20日	答申の協議 (平成29年度第3回審査会)
平成29年7月14日	答申の検討 (平成29年度第4回審査会)

第6 答申に関与した委員

本答申に関与した委員は次のとおりである。

会長 大庭 秀俊

委員 板倉 雅美、委員 小玉 陽三、委員 櫻田 悦郎

委員 成田 隆道、委員 渡部 整悦